

① 件名
石巻市復興まちづくり情報交流館雄勝館・北上館・牡鹿館に係る指定管理者の指定について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 石巻市復興まちづくり情報交流館については、平成27年3月に開館した中央館に続き、平成28年3月に北上館及び牡鹿館を、同年5月に雄勝館を開館させる予定で整備を進めている。 中央館については、運営に市民や専門家の意見を反映し、より質の高い情報を発信するため、平成27年9月から指定管理者による管理としている。
【目的】 雄勝館・北上館・牡鹿館開館については、運営に市民や専門家の意見を反映し、より質の高い情報を発信するため、中央館と同様に指定管理者を指定しようとするもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 《指定管理制者の指定に関すること》 地方自治法第244条の2第3項及び第6項 石巻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1項 石巻市復興まちづくり情報交流館設置条例第13条 《非公募による指定管理者の指定に関すること》 石巻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条ただし書き 石巻市指定管理者制度導入基本方針Ⅰ. 3. (4)施設の設置目的、性質、規模等の条件により、公募が適当でないと考えられる施設 不快施設などの代替施設及び利用料金制を採用していないため、収益性が期待できず、民間事業者等の有するノウハウが活用しにくい施設は、特定の団体を指定管理者として選定することができるものとする。
【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input checked="" type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 【〔震災復興計画との整合性 <input checked="" type="checkbox"/>有・無】 施策大綱1 みんなで築く災害に強いまちづくり 1 新たな防災体制の構築
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成26年12月 石巻市復興まちづくり情報交流館条例制定 平成27年 2月 石巻市復興まちづくり情報交流館運営協議会設立 平成27年 3月 石巻市復興まちづくり情報交流館中央館開館 平成27年 9月 石巻市復興まちづくり情報交流館中央館指定管理開始

⑤ 主な内容	
復興まちづくり情報交流館雄勝館・北上館・牡鹿館にかかる指定管理者の指定	
【雄勝館】	
施設名	石巻市復興まちづくり情報交流館雄勝館
所在地	石巻市雄勝町上雄勝二丁目36番地
指定期間	雄勝館 平成28年6月1日から平成31年3月31日まで
【北上館】	
施設名	石巻市復興まちづくり情報交流館北上館
所在地	石巻市北上町十三浜字丸山41番地2
指定期間	平成28年4月1日から平成31年3月31日まで
【牡鹿館】	
施設名	石巻市復興まちづくり情報交流館牡鹿館
所在地	石巻市鮎川浜湊川63番地
指定期間	平成28年4月1日から平成31年3月31日まで
選定候補者	石巻市復興まちづくり情報交流館運営協議会 代表 後藤 宗徳 事務局 一般社団法人石巻観光協会 〒986-0826 石巻市鑄銭場8-11 TEL:0225-93-6448
選定方法	非公募
選定理由	運営協議会は、街づくり等に関連する団体から選出された者が中心となって設立された団体であり、情報交流館の管理運営に市民や専門家等の意見を反映し、より質の高い情報発信・交流が可能となる。また、運営協議会の構成員には、各地区の団体関係者も含まれており、地域性を生かした運営も期待できる。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	
民営化することにより、柔軟な運営を実施することが可能となる。	
平成28年度 指定管理料	5,800,000円（北上館・牡鹿館） 4,870,000円（雄勝館）
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
平成28年市議会第1回定例会 指定管理者の議案及び指定管理料予算の提案	
平成28年3月	石巻市復興まちづくり情報交流館北上館・牡鹿館開館予定
平成28年5月	石巻市復興まちづくり情報交流館雄勝館開館予定
平成28年4月1日	北上館・牡鹿館指定管理開始
平成28年6月1日	雄勝館指定管理開始
⑨ その他	